

「鉄鋼業界における新たな資金決済ニーズの動きについて～他企業に先駆けた電子手形の活用～」セミナー発表資料

電子記録債権制度の特徴

平成23年2月25日

中村・角田・松本法律事務所

弁護士 仁科 秀隆

目次

- ▶ 電子記録債権制度創設の背景
- ▶ 電子記録債権制度の特徴
 - 制度の概要
 - 債権者から見た特徴
 - 債務者から見た特徴
- ▶ JEMCO電子手形の特徴

電子記録債権制度創設の背景

制度創設の背景

▶ 債権による資金調達の困難性

存在・内容が不動産・動産と比べ不明確

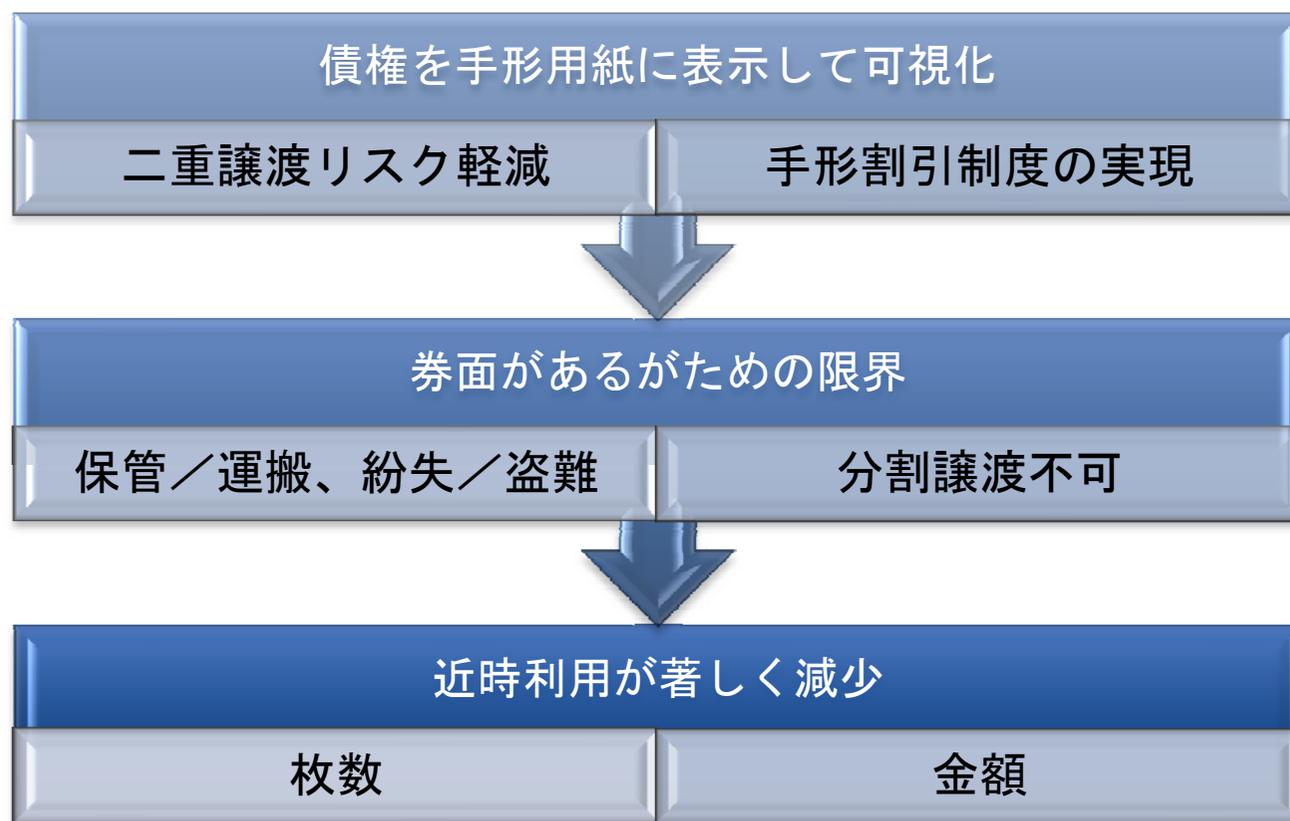
債権の存在や帰属の確認が必要

しかも民法上の債権譲渡の要件は厳格

不動産や動産と比べ譲渡にリスク・コスト

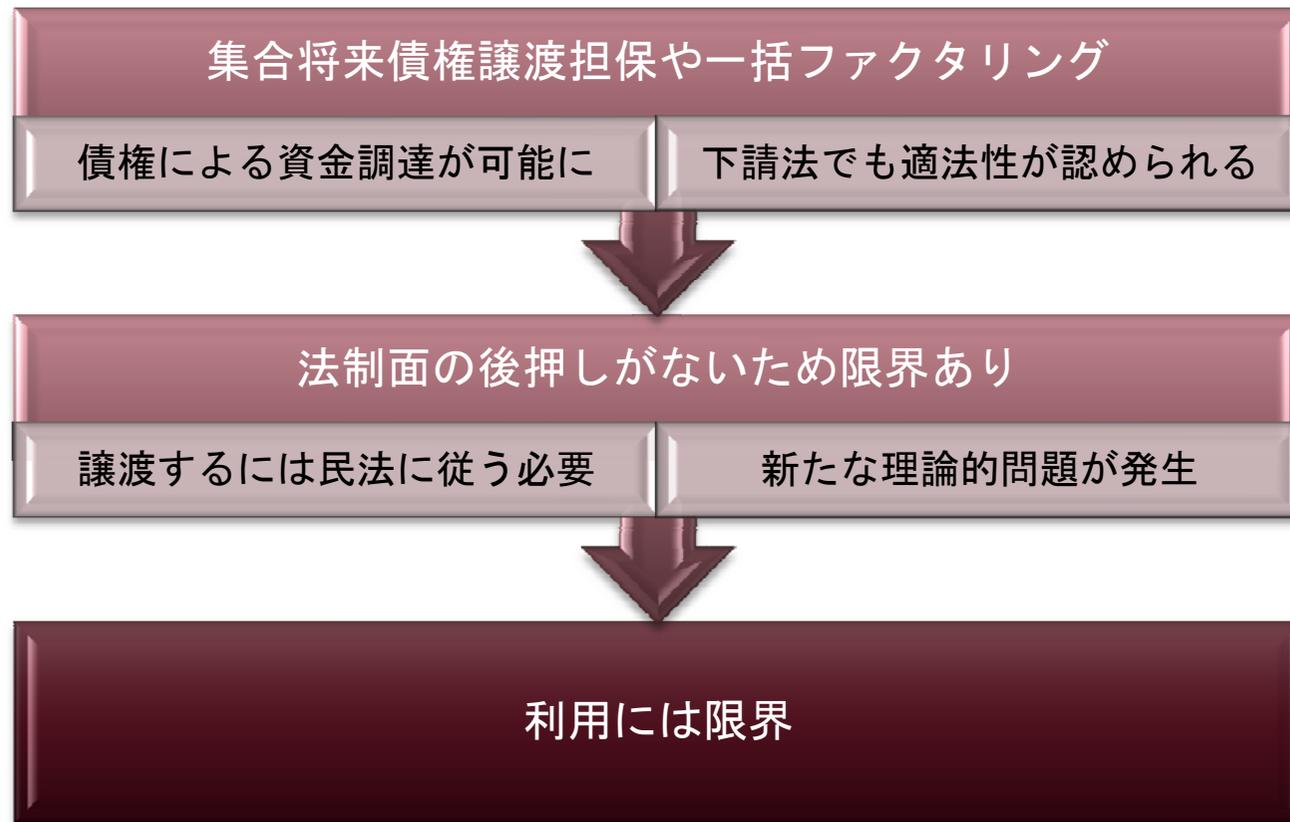
制度創設の背景

▶ 手形制度の限界



制度創設の背景

▶ 各種手形レス制度の限界



制度創設の背景

従来の制度

- ・ ①債権の譲渡は困難
- ・ ②手形には券面があることによる限界
- ・ ③手形レス商品には法的明確性を欠く部分

求められる要素

- ・ ①対策：譲渡が容易
- ・ ②対策：券面を不要に
- ・ ③対策：法的明確性の確保

新制度

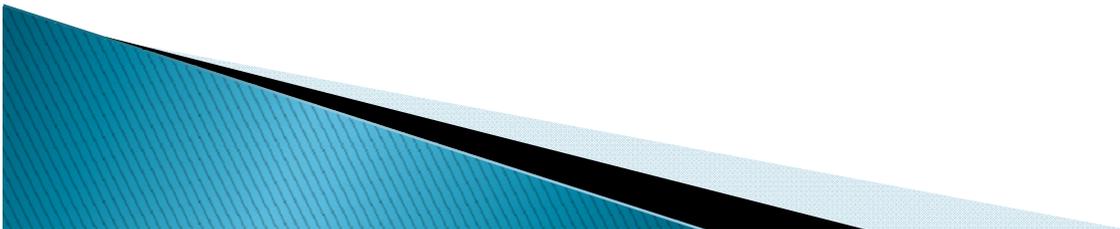
- ・ データ上で債権を管理する新制度（電子記録債権制度）を法律で創設する機運

制度創設の背景

▶ 各所での検討・制度整備

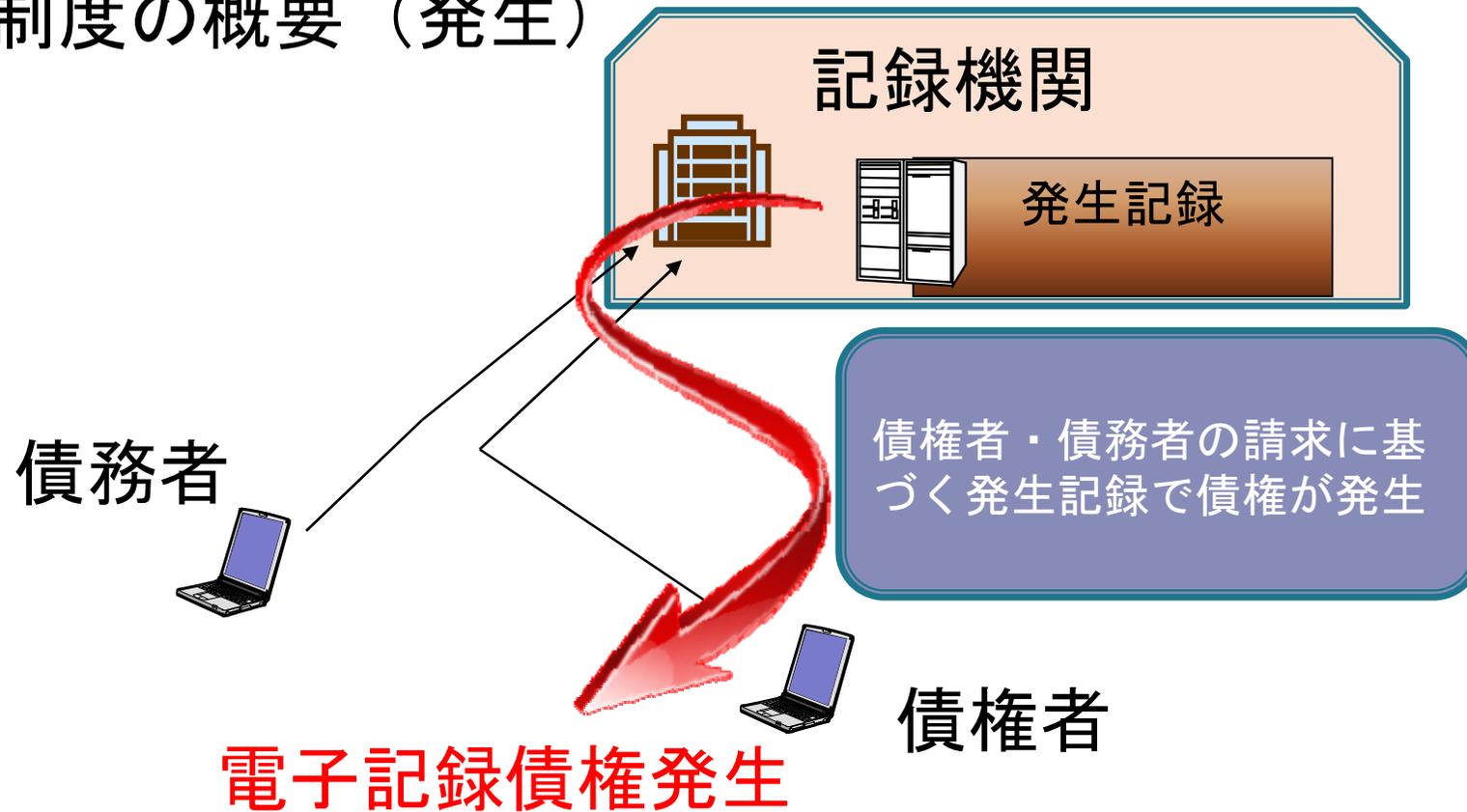
- 平成15年6月 e-Japan戦略Ⅱで提唱
- 平成17-19年 法務省・経産省・金融庁による検討
- 平成19年6月 電子記録債権法の成立・公布
- 平成20年 関係政省令や最高裁判所規則の公布
- 平成21年6月 下請法上の支払手段として認定
- 第1号の電子債権記録機関の指定
- 現在 計3社の電子債権記録機関が存在

電子記録債権制度の特徴



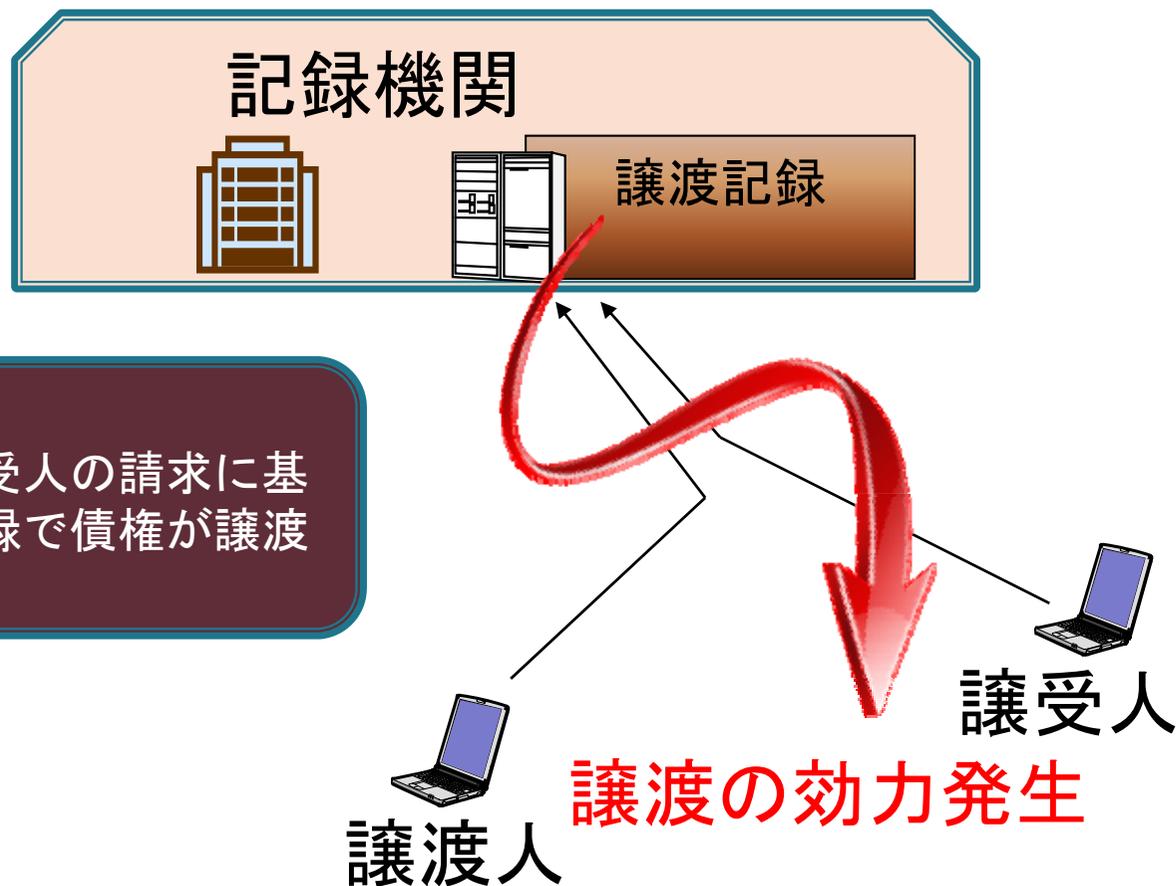
制度の特徴

▶ 制度の概要（発生）



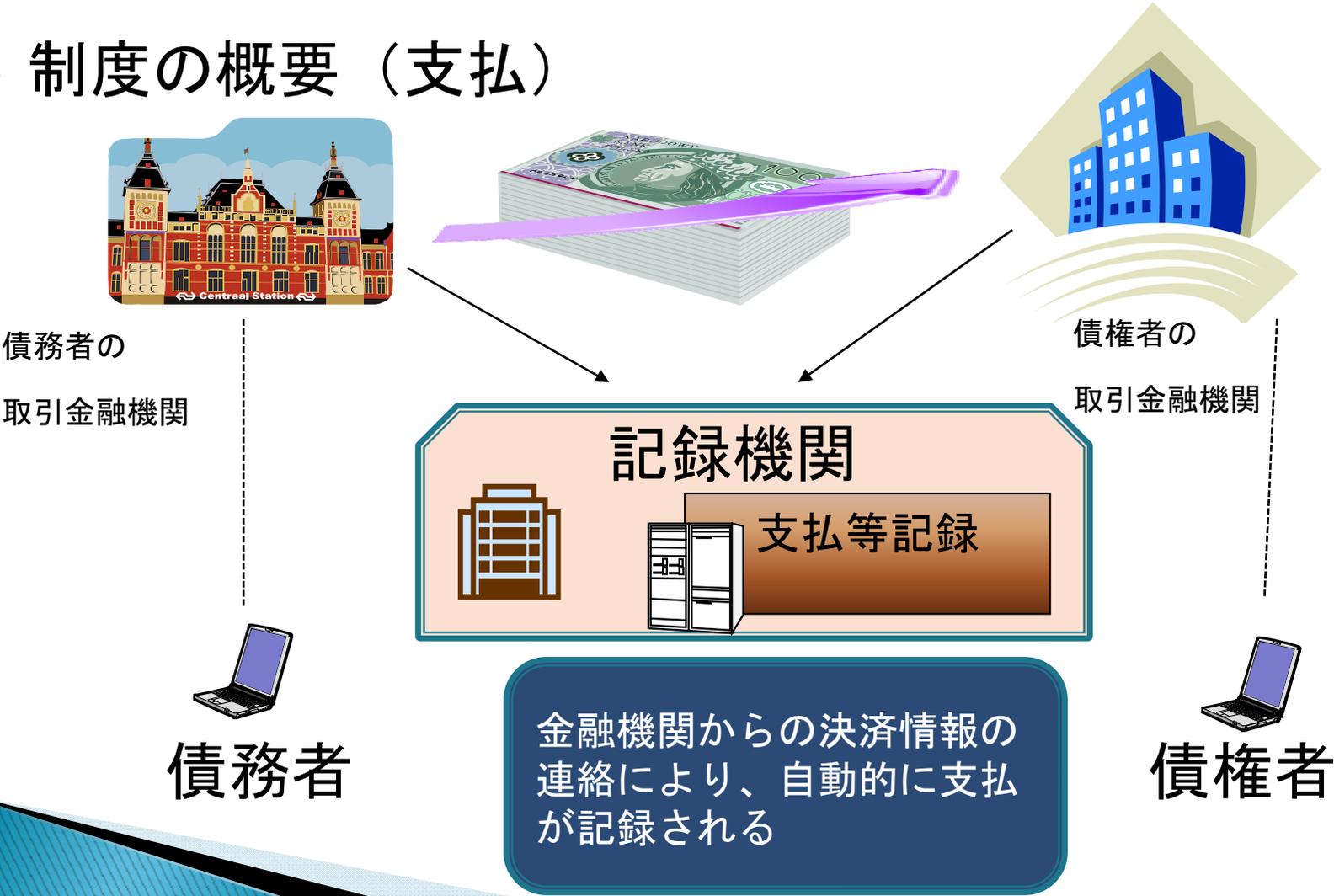
制度の特徴

▶ 制度の概要（譲渡）



制度の特徴

▶ 制度の概要（支払）



制度の特徴

▶ 記録の例

債権記録	
発生記録	
(債務者が右の金額を支払う。)	1000万円
(支払期日)	2008/11/1
(債権者)	A (住所……)
(債務者)	B (住所……)
(記録番号)	1
(支払方法)	口座間送金決済による支払
(債務者口座)	●●銀行▲▲支店・口座番号***
(債権者口座)	○○銀行△△支店・口座番号※※※
(利息等)	(利息) 年6%
	(遅延損害金) 年10%
債務者に倒産手続の開始があったときには、債務者は期限の利益を当然に喪失する。	
(譲渡記録可能回数)	10回
(電子記録の年月日)	2003/8/1
譲渡記録	
電子記録債権を譲渡	
(譲受人)	C (住所……)
(払込先口座)	○○銀行△△支店・口座番号■■■■
(電子記録の年月日)	2003/9/1
保証記録	
電子記録保証をする。	
(保証人)	A (住所……)
(主たる債務)	発生記録に記録されている債務者の債務
(電子記録の年月日)	2003/9/1
支払等記録	
(支払等がされた債務)	発生記録に記録されている債務者の債務
(支払等の内容)	1015万円支払 (元本充当額1000万円)
(支払等があった日)	2003/11/1
(支払等をした者)	B (住所……)
(電子記録の年月日)	2003/11/1

出典：金融庁ホームページ

制度の特徴

▶ 債権者からみた特徴

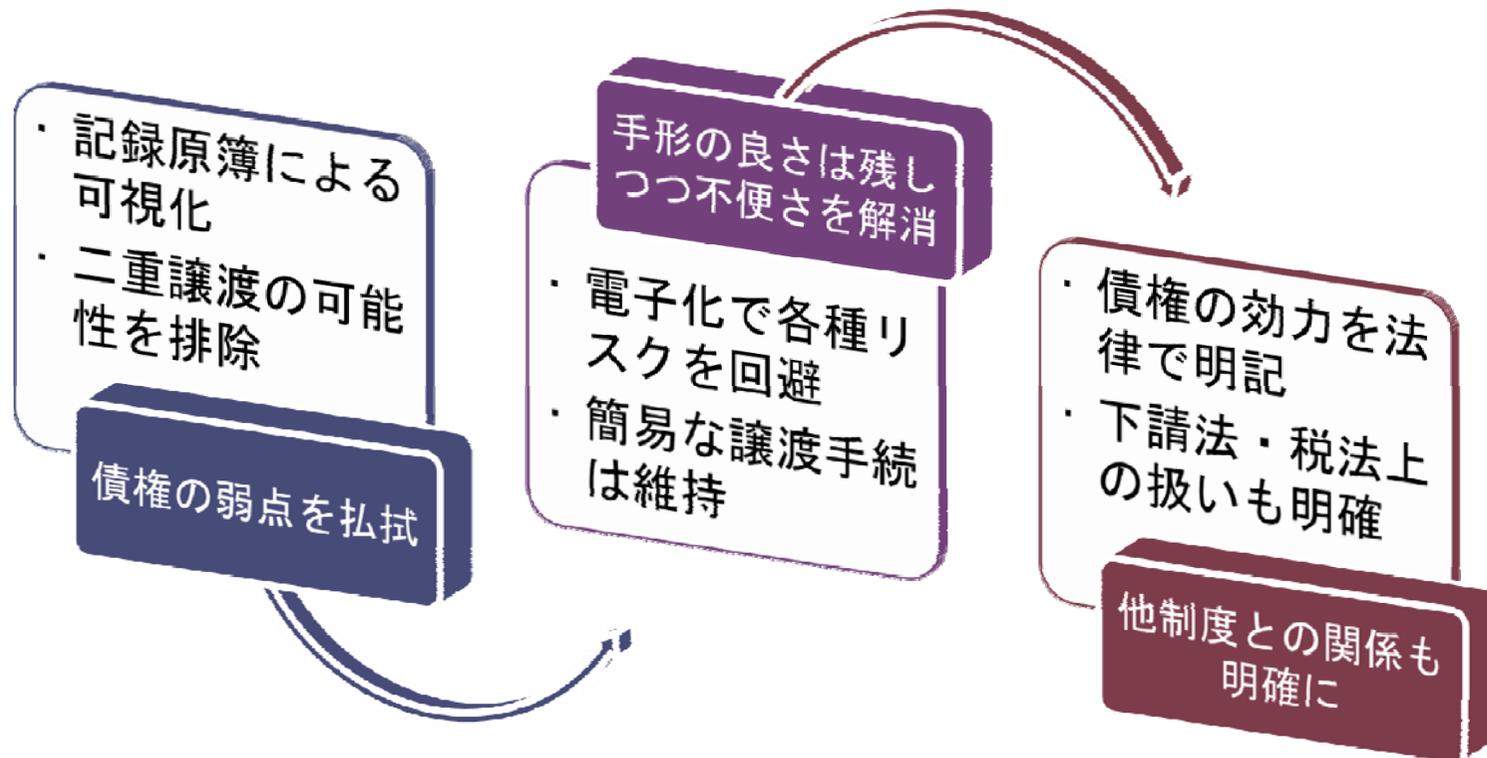
	電子記録債権	手形	指名債権
内容の明確性	○	○	△
発生の簡便性	○（記録）	○（振出）	個別事情による
譲渡・分割譲渡	◎	○	△or×
譲渡の簡便性	○（記録）	○（裏書）	×
資金化（割引）	◎	○	△or×
資金利用	決済日同日	決済日から 2営業日後	資金化が困難

制度の特徴

▶ 債務者からみた特徴

	電子記録債権	手形	指名債権
内容の明確性	○	○	△
発生の簡便性	○(記録)	○(振出)	個別事情による
債務者保護	○	○	△
債権者になる者	記録機関が認めた者のみ	制限なし	制限なし
決済の容易さ	データ上で決済	手形交換所で(紙で)決済	帳簿の消込作業が別途必要

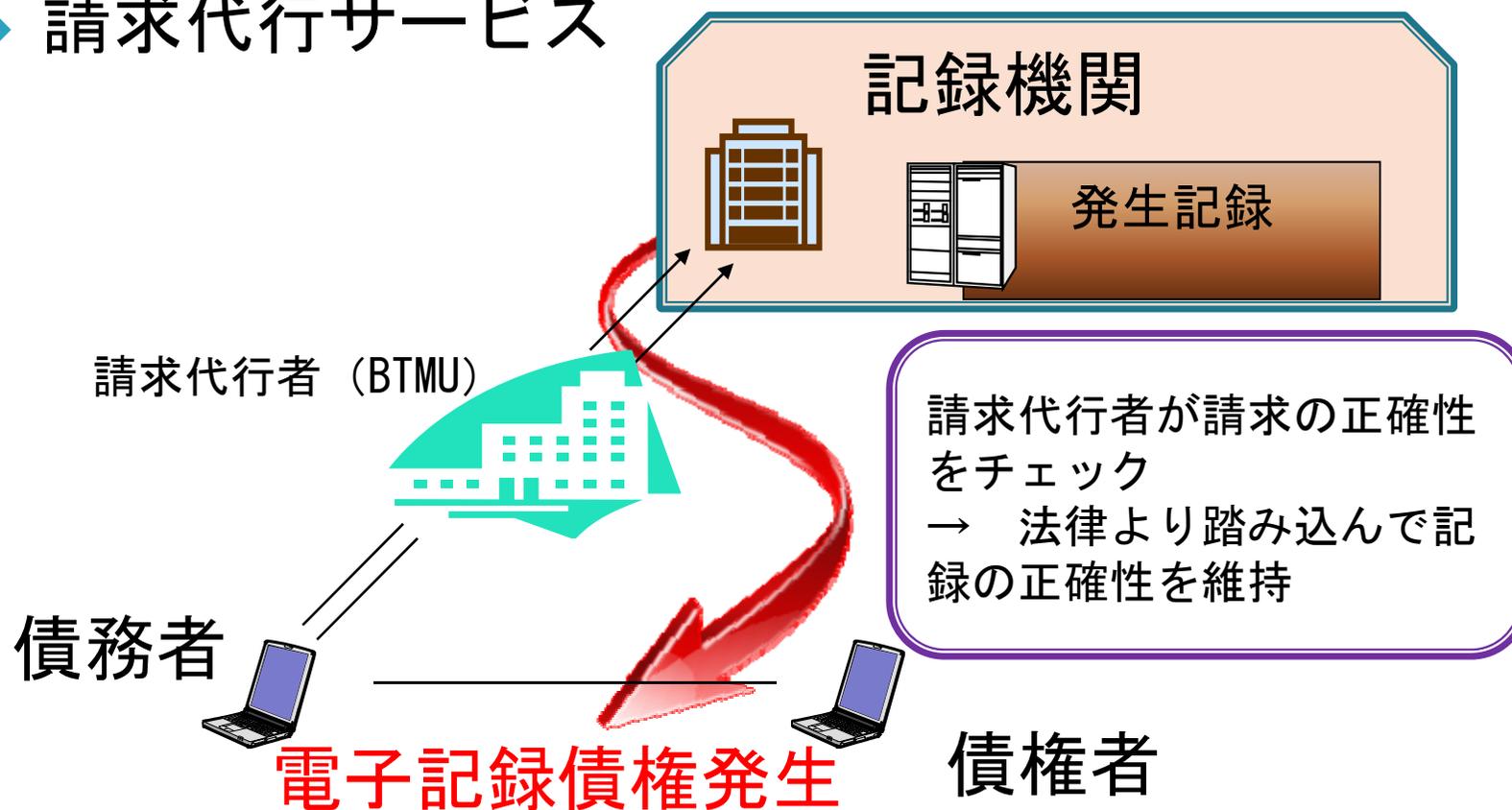
制度の特徴



JEMCO電子手形の特徴

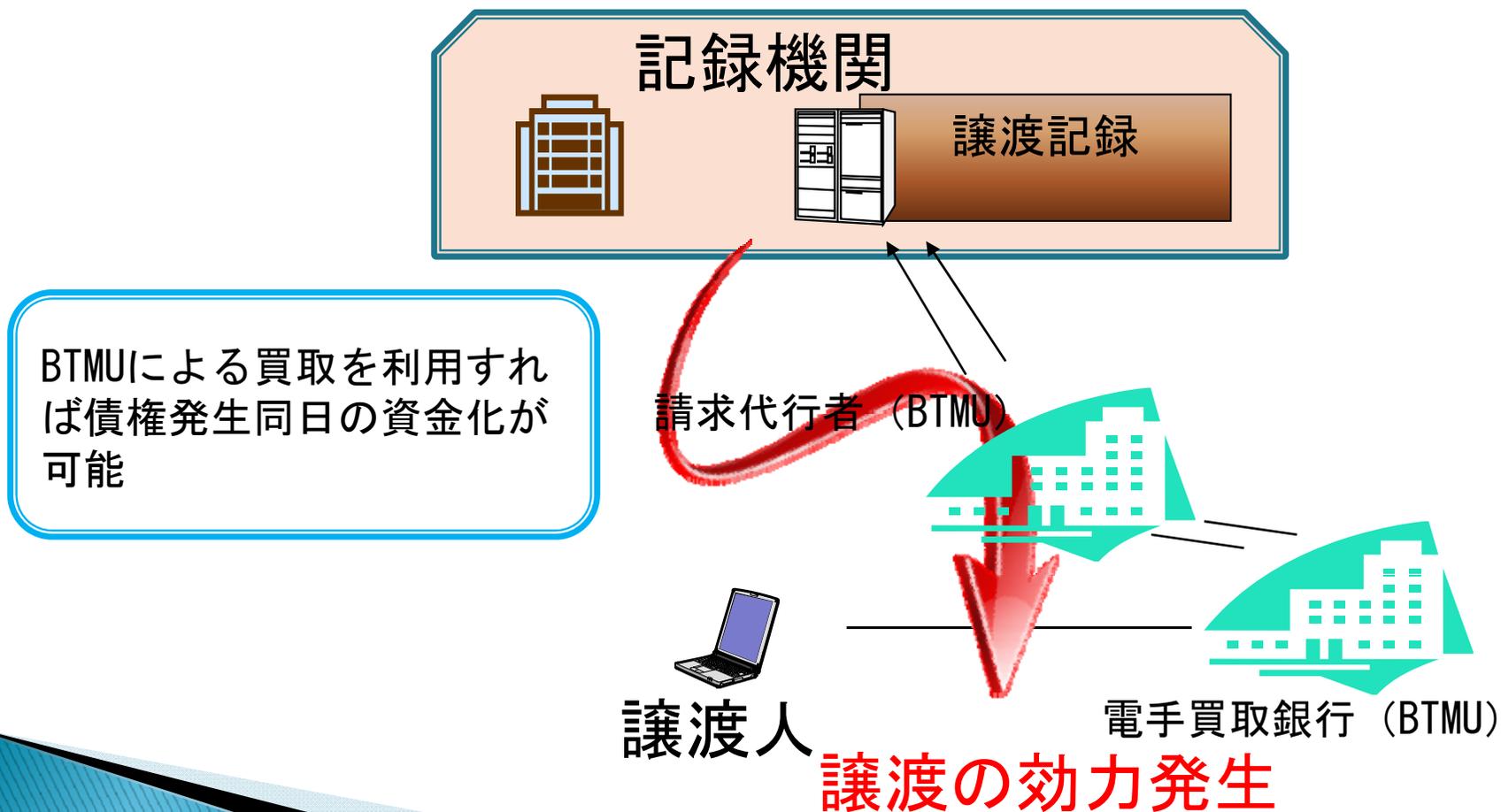
JEMCO電子手形の特徴

▶ 請求代行サービス



JEMCO電子手形の特徴

▶ 電手買取サービス



JEMCO電子手形の特徴

▶ 会計ベンダーとJEMCOの提携

- 平成22年10月 OBC（勘定奉行）との提携発表
- 平成22年10月 TKC（TKC全国会）との提携発表
- 現在 会計ベンダー各社の電手対応が進展

→ 会計システムと支払システムのシームレスな管理へ

ご清聴ありがとうございました

中村・角田・松本法律事務所
弁護士 仁科 秀隆

電話 03-3510-2887

E-mail h.nishina@ntmlo.com